

令和 年 月 日

高知県立高知東工業高等学校長 様

申請人住所

氏 名 印

電話番号

施設等の使用許可申請書

高知県財産条例、高知県財産規則及び高知県立高知東工業高等学校施設貸与心得を承知のうえ、下記施設の使用を許可していただきますよう申請します。

記

使用目的					
使用施設名称					
使用予定人員	人	使用料減免申請の有無		有	無
使用年月日	令和 年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分
	令和 年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分
	令和 年 月 日(曜日)		時 分	～	時 分
使用施設名	面積(m ²)	単価(円)	数量	使用料金(円)	備考
計					

校長	教頭	事務長	教務部	生徒部	進路部	係

施設等の使用許可申請がありましたが、下記のとおり許可してよろしいか。

記

許可及び進達の区分	使用料の減免	許可年月日及び許可番号
1. 施設等の使用を許可する。 2. 施設等の使用を承認し進達する。	1. 減額しない 2. 全額免除 3. 減額する	令和 年 月 日 No.
3. 不許可とする。	不許可年月日	令和 年 月 日

施設貸与心得

高知県立高知東工業高等学校

- 1) 施設貸与申請に当たっては、特別の事情がない限り7日前1ヶ月以内に本校指定の様式により提出すること。
- 2) 施設の貸与は特別の事情がない限り原則として午前8時30分より午後5時までとする。
- 3) 使用料は使用しようとする建物、運動場については下記のとおりとする。

区 分	5時間未満	10時間未満	左記金額で得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
建物面積1㎡につき	5円	10円	
運動場(広狭を問わず)	臨時に使用する場合は無料		

ただし、高知県財産条例第10条該当により使用料を減免することがある。

なお、使用料は使用日の前日までに納入しなければならない。納入のない場合は許可を取り消すことがある。

- 4) 施設使用当日乗用車等の乗り入れは原則として制限し、特に駐車を必要とする場合は使用日の前日までに学校側の指示を受けて場所を設定し、当日使用者側において駐車違反のないよう整理すること。(特に通路上、運動場等への乗り入れは固く禁じます。)
- 5) 施設貸与者は会議等への参加者の電話呼び出し、湯茶接待等の労務については一切関知しない。ただし、やむを得ず必要とする場合はその要員を使用者側において配置すること。
- 6) 校舎への立ち入りは土足厳禁とし、上履きを必要とする場合使用者側において準備すること。ただし、学校所有の物を使用したいときは前日までにその旨申し出て準備、後始末についての指示を受けること。
- 7) 学校敷地内では禁煙となっているので、留意すること。
- 8) 施設貸与の許可を受けた後、また使用当日であっても学校教育上支障ができた場合、または支障があると認められる行為があった時は使用許可の取り消し変更または以後施設を貸与しないこととする。
- 9) 使用責任者は施設使用終了後、戸締まり、塵等後始末に充分留意し、学校(日直)に完了の旨届出て点検を受けること。また使用中施設備品等に破損を生じた場合は、使用責任者はその責めを負うのはもちろんのことであるが、学校(日直)に届出てその指示に従うこと。
- 10) 上記各項以外の詳細な事項については、貸与当日までに両者において話し合いのうえ、学校側がこれを指示する。

以上施設貸与に当たって公共施設であるとともに、教育施設であることに充分配慮のうえ各項厳守のこと。